

## 令和5年度 子育て支援対策事業費補助金交付要綱

### (目的)

- 1 この補助金は、「新子育て安心プラン実施計画」等の円滑な推進を図るため、「北海道安心こども基金」を活用して、保育所の計画的な整備等の実施、認定こども園等の新たな保育の需要への対応、小学校就学前の子どもの教育及び保育に要する費用の無償化に係る事務の円滑な実施並びに母子保健及び児童福祉の一体的な相談支援体制の整備等を通じて、子どもを安心して育てることができる体制を整備することを目的として、安心こども基金管理運営要領（平成21年3月5日付け20文科初第1279号文部科学省初等中等教育局長・雇児発第0305005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で交付する。

### (補助事業)

- 2 別紙1に掲げる「北海道安心こども基金」による子育て支援対策事業（以下「事業」という。）について、別添1から19の4までに基づき実施する事業

### (補助事業者)

- 3 補助事業者は、別紙1の2第3欄に掲げるとおり（市町村は、別添1から3、7から18及び19の2に掲げる事業者（以下「事業者」という。）への委託、補助又は助成等（以下「補助等」という。）により事業を実施することができるものとする。）とする。

### (補助対象経費)

- 4 補助金の交付の対象とする経費は、事業ごとに別添1から19の4までに掲げる対象経費とする。ただし、市町村が事業者に対し補助等により事業を実施する場合にあっては、事業者が当該補助の対象となる事業に要する経費とする。

### (補助金交付額の算定方法)

- 5 補助金の交付額は、次により算出した額とする。ただし、事業ごとに算出した額に  
1. 000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
  - (1) 事業又は工事請負契約等を締結する単位ごとに、対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄附金その他の収入額（学校法人及び社会福祉法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - (2) (1)により選定した単位ごとに、別表（補助基準額表）に定める基準により算出した基準額の合計を算出する。
  - (3) (1)により選定した額と(2)により算出した額とを比較していずれか少ない方の額を選定する。
  - (4) (3)により選定した額に別紙1の2の第4欄に掲げる国及び道の負担割合の合計を乗じて得た額の範囲内の額を補助額とする。ただし、市町村が事業者に対し補助等することにより実施する事業については、(3)により選定した額に別紙1の2の第4欄に掲げる国及び道並びに市町村の負担割合の合計を乗じた額と、市町村が事業者に対し補助等した額を比較していずれか少ない方の額を選定し、その額を国及び道並びに市町村の負担割合の合計で除し、さらに国及び道の負担割合の合計を乗じて得た額を助成額とする。

(補助金の交付申請)

- 6 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、北海道補助金等交付規則第3条に基づき行う告示の定めにより、補助金等交付申請書(保福第1号様式)(平成10年北海道告示第500号に定める様式をいう。以下「保福第〇号様式」について同じ。)に告示に定める書類を添えて、別に定める期日までに総合振興局長又は振興局長(以下「総合振興局長等」という。)に提出しなければならない。

なお、補助事業者(市町村の場合を除く。)は、補助金等の交付申請時に当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

(交付の条件)

- 7 総合振興局長等は、補助事業者に補助金を交付する場合は、「補助金等に係る標準様式設定について(昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達)」第1号様式に定める交付の条件(「知事」とあるのを「総合振興局長等」と読み替える。)のほか、次の条件を付すものとする。

(1) 市町村が実施する事業に対して道が補助金を交付する場合

ア 補助事業の内容を変更するときは、総合振興局長等の承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(ア) 当該変更に伴う補助対象経費の増減額が、変更前の10分の1を超えないとき。

(イ) 補助金の交付の目的の達成及び事業の能率的遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。

イ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、これらを事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の翌年度から5年間保存しておかななければならない。ただし、処分を制限された取得財産等に係る帳簿及び書類については、当該処分を制限された期間保管しなければならない。

また、事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙2の様式による調書も作成し、保管しなければならない。

ウ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、総合振興局長等の承認を受けずに、この事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

エ 総合振興局長等の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を道に納付させることがある。

オ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- カ 補助事業等実績報告書の提出に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に国及び道の負担割合の合計を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- キ 補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告により事業者の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別紙3によりその金額（実績報告において、ウにより減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに総合振興局長等に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。
- また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに総合振興局長等に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに総合振興局長等に報告し、当該金額を返還しなければならない。
- なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- ク 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- ケ 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- コ 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- サ 市町村等がアからコにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を道に納付させることがある。
- シ ウにより付した条件に基づき、総合振興局長等が財産の処分を承認する場合には、あらかじめ内閣総理大臣、承認を受けなければならない。
- (2) 事業者に対し市町村が助成することにより実施する事業に対して道が補助金を交付する場合
- ア 補助事業の内容を変更するときは、総合振興局長等の承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではない。
- (ア) 当該変更に伴う補助対象経費の増減額が、変更前の10分の1を超えないとき。
- (イ) 補助金の交付の目的の達成及び事業の能率的遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。
- イ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、これらを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から5年間保存しておかななければならない。ただし、処分を制限された取得財産等に係る帳簿及び書類については、当該処分を制限された期間保管しなければならない。
- また、市町村にあっては、事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙2の様式による子育て支援対策事業費補助金調書を作成し、保管しなければならない。

い。

ウ 市町村が事業者に対して、この補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

(ア) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

- a 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
- b 建物等の用途
- c 利用定員

(イ) 事業を中止し、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

(ウ) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。

(エ) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

(オ) 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

(カ) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(キ) 補助事業等実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税税率を乗じて得た金額との合計額に国、道及び市町村の負担割合の合計を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(ク) 補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別紙3に準じた様式によりその金額（実績報告において、(キ)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに市町村長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに総合振興局長等に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに市町村長に報告し、当該金額を返還しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

- (ケ) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、処分を制限された取得財産等に係る帳簿及び書類については、当該処分を制限された期間保存しなければならない。
- (コ) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
- (サ) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (シ) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (ス) 別添3の2(2)②~③の事業を実施する場合は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項に基づく認定を受けること。ただし、令和3年度末までに上記の要件を満たさなかった場合は、原則として、補助条件違反として助成額の返還を命ずること。
- (セ) 別添3の2の(2)④の事業を実施する場合は、幼稚園が本事業を実施し、事業開始後5年以内に幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園として必要な基準を満たさなかった場合は、補助条件違反として補助額の返還を命ずること。
- (ソ) 事業により施設整備の補助を受ける事業者に対しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和39年政令第255号）第14条第1項第2号の規定より、こども家庭庁長官又は文部科学大臣が別に定める期間を経過する日まで、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条の規定に基づく施設型給付又は同法65条の規定に基づく保育の実施に係る委託費において減価償却費加算を適用することはできない。
- エ ウにより付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ総合振興局長等の承認又は指示を受けなければならない。
- オ 事業者から財産処分による収入又は助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を道に納付させることがある。
- カ 事業者がウにより付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を道に納付させることがある。
- キ ウの(エ)により付した条件に基づき、総合振興局長等が財産の処分を承認する場合には、あらかじめこども家庭庁長官又は文部科学大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- ク この事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(補助金の交付決定内容等の変更)

- 8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、補助事業の内容を変更して追加交付申請等を行う場合は、補助事業等変更承認申請書（保福第1の21号様式）を総合振興局長等に提出すること。

(補助の概算払申請)

- 9 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金等概算払申請書（保福第1の25号様式）を総合振興局長等に提出するものとする。

(概算払の決定等)

- 10 総合振興局長等は、9の申請に基づき概算払をすることを決定したときは、補助事業者に対し、その旨を通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

- 11 補助事業者が、補助事業の中止又は廃止する場合は、補助事業等中止（廃止）承認申請書（保福第1の23号様式）を総合振興局長等に提出すること。

(補助金の実績報告)

- 12 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書（保福第1の28号様式）に告示に定める書類を添えて、総合振興局長等に提出しなければならない。

また、別添4の事業を実施した場合は、幼児教育・保育無償化円滑化事業実施状況報告書（別記様式1）を併せて提出すること。

なお、補助事業が翌年度にわたるときは、補助金の交付決定に係る会計年度の翌年度の4月10日までに告示に定める書類を総合振興局長等に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

別紙 1

「北海道安心こども基金」による子育て支援対策事業

1 本事業において、「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。

種 類	整 備 区 分	整 備 内 容
新 設	創 設	新たに施設を整備すること。
修 理	大規模修繕等 (耐震化整備事業 を含む)	<p>既存施設について令和5年8月22日こ成事第426号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」を準用し整備をすること。</p> <p>地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策としての高台への移転を図るため、改築又は補強等の整備を行う事業（以下「耐震化等整備事業」という）においては、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。</p> <p>①給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ②その他必要と認められる上記に準ずる工事</p>
改 造	増 築 増 改 築 改 築	<p>既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。</p> <p>既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。</p> <p>既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。 ※改築部分については老朽民間児童福祉施設整備の対象とすることができる。 ※地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備（増改築及び改築）については、令和5年8月22日こ成事第430号こども家庭庁成育局長通知「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について」に準じて取り扱う。</p>
整 備	老 朽 民 間 児 童 福 祉 施 設 整 備	<p>社会福祉法人が設置する施設について令和5年8月22日こ成事第431号こども家庭庁成育局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」を準用し改築整備（一部改築を含む。）をすること。</p>

2 補助対象事業は、次の表に掲げる事業をいい、第3欄の補助事業者が第2欄の事業内容を実施する場合、第4欄に掲げる負担割合を適用することとする。

1 項目	2 事業内容	3 補助事業者	4 負担割合				
			国	道	計	市町村	合計
保育サービス等の充実	(1) 保育所等整備事業 ア 保育所緊急整備事業(別添1) 保育所(公立を除く。)の施設整備費の補助を実施する。また、待機児童が多く、財政力が乏しい市町村における保育所の新設等について、追加的財政措置を行う。	市町村	○別添1の3(1)に該当する市町村 2/3   -   2/3   1/12   3/4 ○別添1の3(2)に該当する市町村 1/2   -   1/2   1/4   3/4				
	イ 小規模保育整備事業(別添2) 小規模保育事業所の施設整備費の補助を実施する。また、待機児童が多く、財政力が乏しい市町村における保育所の新設等について、追加的財政措置を行う。	市町村	○別添2の3(1)に該当する市町村 2/3   -   2/3   1/12   3/4 ○別添2の3(2)に該当する市町村 1/2   -   1/2   1/4   3/4				
	(2) 認定こども園整備等事業 認定こども園整備事業(別添3) 認定こども園等の施設整備費の補助を実施する。	市町村	○別添3の2(2)①~③の事業 1/2   -   1/2   1/4   3/4 ○別添3の2(2)④の事業 1/2   -   1/2   1/4   3/4 2/3   -   2/3   1/12   3/4				
幼児教育・保育の無償化に係る事務費等	幼児教育・保育無償化円滑化事業(別添4) 市町村が認可外保育施設の無償化の実施及び多様な事業者の参入促進・能力活用の事業実施に当たって必要となる事務及びシステム改修等に要する経費について補助する。	市町村	10分の10以内	-	10分の10以内	-	10分の10以内
新たな子育て家庭支援の基盤を整備していくための支援	(1) 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業(別添5) 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点双方の機能を一体的に有する施設を整備するために必要な費用を補助する。	市町村	9/10	-	9/10	1/10	10/10
	(2) 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業(別添6) 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点双方の機能を一体的に有する施設において、統括支援員を配置するなど、連携強化の一層の推	市町村	2/3	1/6	5/6	1/6	10/10

	進を図るために必要な費用を補助する。					
(3) 子育て世帯訪問支援臨時特例事業(別添7)	市町村	1/2	1/4	3/4	1/4	10/10
家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施する際に必要な費用を補助する。						
(4) 保護者支援臨時特例事業(別添8)	市町村	1/2	1/4	3/4	1/4	10/10
子どもとの関わりや子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等を学ぶためのペアレントトレーニングを実施する際に必要な人材の要請に必要な費用を補助する。						
(5) 子どもの居場所支援整備事業(別添9)	市町村	2/3	—	2/3	1/12	3/4
家庭や学校に居場所のない子どもを対象とした居場所の提供や家庭環境・養育環境の維持改善を目的として、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に実施する居場所を整備するために必要な費用を補助する。						
(6) 子どもの居場所支援臨時特例事業(別添10)	市町村	1/2	1/4	3/4	1/4	10/10
家庭や学校に居場所のない子どもに対して、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供を行うとともに、子ども・家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に提供するために必要な費用を補助する。						
(7) 子育て短期支援整備事業(別添11)	市町村	2/3	—	2/3	1/12	3/4
子育て短期支援事業の実施に当たり保護者がレスパイト・ケアの必要性を感じたときに安定して利用することができるよう、安定的な提供体制の整備を推進するため、子育て短期支援事業専用の居室の整備に要する費用を補助する。						

<p>(8) 子育て短期支援臨時特例事業（別添12）  子育て短期支援事業の実施に当たり、保護者がレスパイト・ケアの必要性を感じたときに安定して利用することができるよう、専従・専任職員の配置支援を行うとともに、多様化する支援ニーズに応じた支援の提供を臨時特例として実施する際に必要な費用を補助する。</p>	市町村	1/3	1/3	2/3	1/3	10/10
<p>(9) 一時預かり利用者負担軽減事業（別添13）  低所得世帯等の児童が、一時預かり事業による支援を受けた場合における、当該児童の保護者が支払うべき利用者負担額に必要な費用を補助する。</p>	市町村	1/3	1/3	2/3	1/3	10/10
<p>(10) 妊婦訪問支援事業（別添14）  妊婦健診未受診の妊婦等継続的な状況把握が必要な妊婦を対象として、その家庭を訪問し、妊婦の状態を把握するために必要な費用を補助する。</p>	市町村	1/2	-	1/2	1/2	10/10
<p>(11) 特定妊婦等支援整備事業（別添15）  特定妊婦等が安心して生活を送ることができる体制整備をするため、特定妊婦等に対して、相談支援の実施や看護師等の専門性を活かした助言等、医療機関等その他関係機関へのつなぎ等の支援を提供する居場所の整備等に必要な費用を補助する。</p>	市、福祉事務所設置町村	2/3	-	2/3	1/12	3/4
<p>(12) 特定妊婦等支援臨時特例事業（別添16）  特定妊婦等が安心した生活を行うことができるよう、特定妊婦等に対して、支援の必要性の把握を行うとともに、相談支援の実施や出産までの間、安心して生活を送ることができる居場所の提供等を行うために必要な費用を補助する。</p>	市、福祉事務所設置町村	○実施主体が、指定都市、中核市、児童相談所設置市の場合 1/2   -   1/2   1/2   10/10 ○実施主体が、上記以外の市、福祉事務所設置町村の場合 1/2   1/4   3/4   1/4   10/10				
<p>(13) 社会的養護自立支援整備事業（別添17）  社会的養護経験者等に対する自立支援の体制整備を推進するため、社会的養護経験者等への生活相談や就労相談等の自立支援を行う事業所の整備等に必要な費用を補助する。</p>	指定都市、児童相談所設置市	2/3	-	2/3	1/12	3/4

<p>(14) 社会的養護自立支援実態把握事業 (別添18) 社会的養護経験者等への自立支援が確実に提供されるための環境整備を推進するため、指定都市、児童相談所設置市が社会的養護経験者等の実態把握に係る調査の実施や関係機関との連携の強化に必要な支援を行うために必要な費用を補助する。</p>	<p>指定都市、児童相談所設置市</p>	<p>1/2</p>	<p>—</p>	<p>1/2</p>	<p>1/2</p>	<p>10/10</p>
<p>(15) 児童相談所一時保護所等整備事業 ア 児童相談所一時保護施設整備事業 (別添19) 一時保護所の定員超過解消のため、定員超過解消計画の採択を受けた自治体が一時保護所の創設等の整備を行う際の費用を補助する。</p>	<p>指定都市、児童相談所設置市</p>	<p>9/10</p>	<p>—</p>	<p>9/10</p>	<p>1/10</p>	<p>10/10</p>
<p>イ 一時保護専用施設整備事業 (別添19の2) 一時保護所の定員超過解消のため、定員超過解消計画の採択を受けた自治体が児童養護施設等に一時保護専用施設を設置する等の整備を行う際の費用を補助する。</p>	<p>指定都市、児童相談所設置市</p>	<p>○別添19の2 2(1)の①に該当する事業 9/10   —   9/10   1/10   10/10 ○別添19の2 2(1)の②に該当する事業 7/10   —   7/10   1/20   3/4</p>				
<p>ウ 児童相談所一時保護所の生活向上のための環境改善事業 (別添19の3) 一時保護所の定員超過解消のため、定員超過解消計画の採択を受けた自治体が一時保護所の生活環境の整備のために必要な改修等を行う際の費用を補助する。</p>	<p>指定都市、児童相談所設置市</p>	<p>9/10</p>	<p>—</p>	<p>9/10</p>	<p>1/10</p>	<p>10/10</p>
<p>エ 一時保護専用施設改修費支援事業 (別添19の4) 一時保護所の定員超過解消のため、定員超過解消計画の採択を受けた自治体が一時保護専用施設を設置する際に必要な改修を行う際の費用を補助する。</p>	<p>指定都市、児童相談所設置市</p>	<p>9/10</p>	<p>—</p>	<p>9/10</p>	<p>1/10</p>	<p>10/10</p>

## 別添 1

### 保育所緊急整備事業

#### 1 事業の目的

待機児童解消のための保育所の創設や老朽改築による保育環境整備などの保育所の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。

#### 2 事業の内容

##### (1) 事業内容

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（同法第56条の8に規定する公私連携型保育所を含み、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項に基づく認定を受けることができる保育所において、保育を必要とする子どもに保育を実施する部分を含む。以下同じ。）、認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（同法第34条に規定する公私連携幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ。）において児童福祉施設としての保育を実施する部分の新設、修理、改造、整備を実施する。この際に、市町村負担の軽減や、保育所の設置促進を図るため、待機児童が多く財政力が乏しい市町村や都市部について、追加的財政措置を講じる。

また、地域の余裕スペースを活用した保育所の分園等の設置促進を図る。

##### (2) 整備対象施設

児童福祉法第39条第1項に規定する保育所及び認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分（地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を活用して、定員30名までの小規模な保育所を整備する場合を含む。）

##### (3) 事業の実施主体

市町村

##### (4) 整備対象施設の設置主体（事業者）

社会福祉法人、学校法人（幼保連携型認定こども園の設置者に限る。）、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人。

ただし、「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村又は「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けていない市町村のうち財政力指数が1.0未満の市町村は、市町村が認めた者（公立施設を除く。）とする。

##### (5) 事業の実施期限

令和7年3月31日とする。

#### 3 補助基準額・負担割合等

(1) 「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、整備を行う年度（以下「整備年度」という。）の4月1日現在の待機児童数が10人以上かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。）が策定する市町村整備計画に基づく施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）であって、原則として、「新子育て安心プラン実施計画」上、施設整備を行う保育所が所在する保育提供区域において整備年度又は整備年度の次年度の4月1日時点の申し込み児童数が整備年度の4月1日現在の利用定員数を越えることが見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1,2歳児」及び「3歳以上児」

の3区分。)の利用定員総数が増加する整備を行う場合。又は、就学前教育・保育施設整備交付金の個別嵩上げ協議において、当該整備年度に嵩上げを認められている施設整備事業と同じ保育提供区域、年齢区分の利用定員総数が増加する施設整備事業(創設、増築、増改築に限る。)を行う場合。

ただし、公立保育所等の民営化の一環として行われる施設整備事業については、上記の要件に加え、民営化後の利用定員総数が民営化前よりも増加する施設整備事業のみを補助率の嵩上げの対象とする。

また、上記原則によらない場合においても、当該整備事業が「新子育て安心プラン実施計画」上、整備年度の4月1日に待機児童が発生していない、又は整備年度の次年度4月1日に発生する見込みがないが、以下(ア)、(イ)により「新子育て安心プラン実施計画」策定後の見込み数を算定すると、待機児童の発生が見込まれる場合は対象とする。

(ア) 年度途中に待機児童が発生する見込みがある場合

(i) 出生後、年度途中に保育所等を利用する見込み数

〈当該保育提供区域の整備年度又はその次年度の出生見込み数〉×

〈当該保育提供区域の直近3カ年以内における0歳児の平均保育利用率〉

(ii) 年度途中に育児休業からの復帰に伴い保育所等を利用する見込み数

当該保育提供区域の直近3カ年以内の育児休業からの復帰に伴う年度途中からの平均入所児童数

(イ) 隣接する保育提供区域からの利用児童の流入

当該保育提供区域に隣接する保育提供区域からの利用児童がいる場合には、「直近3カ年以内の隣接する保育提供区域からの平均利用児童数」を見込み数としてみる。

(注)「財政力指数」は、道が市町村に対して助成の決定を行う年度において、過去3カ年平均により算出された財政力指数とする。

#### ① 補助基準額

別表で定める補助基準額表(以下「基準額表」という。)により算出する。

ア 本体工事については、定員規模による定額(「標準」単価)

ただし、都市部については割増単価(「都市部」単価)を適用

イ 地域の余裕スペースを活用する場合は、地域の余裕スペース活用促進加算の基準額を本体工事の補助基準額に加算。

ウ 設計料加算として、本体工事費に係る基準額(開設準備費加算、土地借料補助加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く)の5%を別途加算

エ 開設準備費加算として、基準額表に掲げる単価に増加定員数を乗じた額を加算

オ 土地借料補助加算として、総事業費とは別に1施設あたり24,400千円を別途加算。ただし、緊急対策参加自治体は47,700千円を別途加算。

カ 平成28年4月7日雇児発第0407第2号「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」に基づき、当該緊急対策に参加する自治体が、定期借地権契約により土地を確保する場合については定期借地権設定のための一時金加算として、対象となる保育所が所在する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額)の2分の1を別途加算

キ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用

ク 増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮施設整備工事費が対象(ただし、

大規模修繕等については、仮施設設整備工事のみが対象)

ケ 対象となる保育所が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯又は離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域のいずれかに所在する場合は、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算

コ 財政上の特別措置

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、基準額表のうち、「保育所緊急整備事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）」の基準額を適用

② 負担割合

国2/3、市町村1/12、事業者1/4

③ 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築

（注：増改築のうち、改築部分については老朽民間児童福祉施設整備の対象とすることができる。）

(2)(1) 以外の場合

① 補助基準額

基準額表により算出する。

ア 定員規模による定額（「標準」単価）

ただし、都市部については割増単価（「都市部」単価）を適用

イ 設計料加算として、本体工事費に係る基準額（開設準備費加算、土地借料補助加算を除く）の5%を別途加算

ウ 開設準備費加算

基準額表に掲げる単価に増加定員数を乗じた額を加算

エ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用

オ 改築、増改築、大規模修繕等の場合には、解体撤去工事費及び仮施設設整備工事費が対象（ただし、大規模修繕等については、仮施設設整備工事のみが対象）

カ 対象となる保育所が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯又は離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域のいずれかに所在する場合は、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算

キ 財政上の特別措置

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、基準額表のうち、「保育所緊急整備事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）」の基準額を適用

② 負担割合

国1/2、市町村1/4、事業者1/4

※ ただし、改築、大規模修繕等、老朽民間児童福祉施設整備の場合は、(1)に該当する市町村についても(2)の対象とし、負担割合を1/2とする。

(注) 財政上の特別措置

次の表の①欄に掲げる場合は、上記に関わらず②欄の負担割合を適用することができる。

① 区 分	②負担割合		
	国	市町村	事業者
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づく事業及び附則第5条に基づく事業として行う場合	5.5/10	1/4	1/5
山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項の規定（地方交付税法（昭和25年法律第111号）第14条の1第1項の規定による算定した当該市町村の基準財政収入額を同法第11条の1第1項の規定による算定した当該市町村の基準財政需要額を除く。）の区域内にあるものに限る。（創設を除く。）			
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項	2/3	1/12	1/4

③ 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等、老朽民間児童福祉施設整備

4 対象経費

種 目	対 象 経 費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（5（1）に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目においては別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
設計料加算	事業を行うにあたり必要な設計費
開設準備費加算	保育所の開設準備に必要な費用
土地借料補助加算	新たに土地を賃借して保育所を整備する場合に必要な費用（工事着工日までの費用含む）
定期借地権設定のため の一時金加算	定期借地権契約により土地を確保し保育所を整備する場合に必要な権利金や前払地代などの費用
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
解体撤去工事費及び仮 施設整備工事費（改築・ 増改築・大規模修繕等 の場合が対象）	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

※ 大規模修繕等については、仮設施設整備工事費のみ対象	
-----------------------------	--

## 5 留意事項

- (1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。
  - ① 土地の買収又は整地に関する費用
  - ② 職員の宿舎に要する費用
  - ③ その他施設整備費として適当と認められない費用
- (2) この事業により施設整備を行う際に、過去にこども家庭庁所管補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、令和5年6月15日こ成事第331号・こ支虐第69号「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課に事前に相談すること。
- (3) 本事業により施設整備費の補助を受ける事業者に対しては、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条の規定に基づく施設型給付又は同法65条の規定に基づく保育の実施に係る委託費において減価償却費加算を適用することはできないものとする。

## 小規模保育整備事業

### 1 事業の目的

待機児童解消のさらなる促進のため、小規模保育事業所の整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業内容

小規模保育事業所の新設、修理、改造、整備を実施する（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を市町村が買収する場合を含む。）。この際に、市町村負担の軽減や、小規模保育事業所の設置を図るため、待機児童が多く財政力が乏しい市町村や都市部について、追加的財政措置を講じる。

#### (2) 整備対象施設

児童福祉法第6条の3第10項に規定する施設

#### (3) 事業の実施主体

市町村

#### (4) 整備対象施設の設置主体（事業者）

市町村又は市町村が適当と認めた者

#### (5) 事業の実施期限

令和7年3月31日とする。

### 3 補助基準額・負担割合等

(1) 「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、整備を行う年度（以下「整備年度」という。）の4月1日現在の待機児童数が10人以上かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。）が策定する市町村整備計画に基づく施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）であって、原則として、「新子育て安心プラン実施計画」上、施設整備を行う小規模保育事業所が所在する保育提供区域において整備年度又は整備年度の次年度の4月1日時点の申し込み児童数が整備年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1,2歳児」及び「3歳以上児」の3区分。）の利用定員総数が増加する整備を行う場合。又は、保育所等整備交付金の個別嵩上げ協議において、当該整備年度に嵩上げを認められている施設整備事業と同じ保育提供区域、年齢区分の利用定員総数が増加する施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）を行う場合。

ただし、公立小規模保育事業所等の民営化の一環として行われる施設整備事業については、上記の要件に加え、民営化後の利用定員総数が民営化前よりも増加する施設整備事業のみを補助率の嵩上げの対象とする。

また、上記原則によらない場合においても、当該整備事業が「新子育て安心プラン実施計画」上、整備年度の4月1日に待機児童が発生していない、又は整備年度の次年度4月1日に発生する見込みがないが、以下（ア）、（イ）により「新子育て安心プラン実施計画」策定後の見込み数を算定すると、待機児童の発生が見込まれる場合は対象とする。

- (ア) 年度途中で待機児童が発生する見込みがある場合
  - (i) 出生後、年度途中で保育所等を利用する見込み数
    - 〈当該保育提供区域の整備年度又はその次年度の出生見込み数〉 ×
    - 〈当該保育提供区域の直近3カ年以内における0歳児の平均保育利用率〉
  - (ii) 年度途中で育児休業からの復帰に伴い保育所等を利用する見込み数
    - 当該保育提供区域の直近3カ年以内の育児休業からの復帰に伴う年度途中からの平均入所児童数
- (イ) 隣接する保育提供区域からの利用児童の流入
  - 当該保育提供区域に隣接する保育提供区域からの利用児童がいる場合には、「直近3カ年以内の隣接する保育提供区域からの平均利用児童数」を見込み数としてみる。

(注)「財政力指数」は、道が市町村に対して助成の決定を行う年度において、過去3か年平均により算出された財政力指数とする。

### ① 補助基準額

別表で定める補助基準額表（以下「基準額表」という。）により算出する。

ア 本体工事については、定員規模による定額（「標準」単価）

ただし、都市部については、割増単価（「都市部」単価）を適用

イ 地域の余裕スペースを活用する場合は、地域の余裕スペース活用促進加算として3,630千円を本体工事の補助基準額に加算。ただし、平成28年4月7日雇児発0407第2号「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針についてに基づき、当該緊急対策に参加する自治体（以下「緊急対策参加自治体」という。）は15,480千円を本体工事の補助基準額に加算。

その際、都市部については、地域の余裕スペース活用促進加算を3,970千円とする。ただし、緊急対策参加自治体は17,030千円とする。

ウ 設計料加算として、本体工事費に係る基準額（開設準備費加算、土地借料補助加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く）の5%を別途加算

エ 開設準備費加算

基準額表に掲げる単価に増加定員数を乗じた額を加算

オ 土地借料補助加算として、総事業費とは別に1施設あたり24,400千円を別途加算。ただし、緊急対策参加自治体は47,700千円を別途加算。

カ 緊急対策参加自治体が、定期借地権契約により土地を確保する場合については定期借地権設定のための一時金加算として、対象となる小規模保育事業者が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額）の2分の1を別途加算

キ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用

ク 増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費が対象

ケ 対象となる小規模保育事業所が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯又は離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域のいずれかに所在する場合は、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算

コ 財政上の特別措置

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、基準額表のうち、「小規模

保育整備事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）」の基準額を適用

- ② 負担割合  
国 2 / 3、市町村 1 / 12、事業者 1 / 4
- ③ 補助対象事業（整備区分）  
創設、増築、増改築

(2) (1) 以外の場合

- ① 補助基準額  
基準額表により算出する。
  - ア 定員規模による定額（「標準」単価）  
ただし、都市部については、割増単価（「都市部」単価）を適用
  - イ 設計料加算として、本體工事費に係る基準額（開設準備費加算、土地借料補助加算を除く）の5%を別途加算
  - ウ 開設準備費加算  
基準額表に掲げる単価に増加定員数を乗じた額を加算
  - エ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用
  - オ 改築、増改築、大規模修繕等の場合には、解体撤去工事費及び仮施設整備工事費が対象（ただし、大規模修繕等については、仮施設整備工事のみが対象）
  - カ 対象となる小規模保育事業所が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯又は離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域のいずれかに所在する場合は、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算
- ② 負担割合  
国 1 / 2、市町村 1 / 4、事業者 1 / 4  
※ ただし、改築、大規模修繕等の場合は、(1)に該当する市町村についても(2)の対象とし、負担割合を1/2とする。

(注) 財政上の特別措置

次の表の①欄に掲げる場合は、上記に関わらず②欄の負担割合を適用することができる。

① 区 分	②負担割合		
	国	市町村	事業者
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づく事業及び附則第5条に基づく事業	5.5/10	1/4	1/5
山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項の規定に基づく山村振興計画に基づく事業として行う場合（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額を除いた数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。（創設を除く。）			

- ③ 補助対象事業（整備区分）  
創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等

#### 4 対象経費

種 目	対 象 経 費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（5（1）に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。） ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ）。
設計料加算	事業を行うにあたり必要な設計費
開設準備費加算	小規模保育事業所の開設準備に必要な費用
土地借料補助加算	新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に必要な費用（工事着工日までの費用含む）
定期借地権設定のための一時金加算	定期借地権契約により土地を確保し小規模保育事業所を整備する場合に必要な権利金や前払地代などの費用
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費（改築・増改築・大規模修繕等の場合が対象） ※ 大規模修繕等については、仮施設整備工事費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

#### 5 留意事項

- (1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。
  - ① 土地の買収又は整地に関する費用
  - ② 職員の宿舎に要する費用
  - ③ その他施設整備費として適当と認められない費用
- (2) この事業により施設整備を行う際に、過去にこども家庭庁所管補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、令和5年6月15日こ成事第331号・こ支虐第69号「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課に事前に相談すること。
- (3) 本事業により施設整備費の補助を受ける事業者に対しては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27号の規定に基づく施設型給付又は同法65条の規定に基づく保育の実施に係る委託費において減価償却費加算を適用することはできないものとする。

認定こども園整備事業

1 事業の目的

幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園等の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分、又は保育所型認定こども園の幼稚園機能部分若しくは幼稚園型認定こども園の保育所機能部分等の新設、修理、改造を実施する。

(2) 整備対象施設

① 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分〈文部科学省関係〉

② 認定こども園法第3条第2項第2号に基づく保育所型認定こども園の幼稚園機能部分〈文部科学省関係〉

③ 認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園の保育所機能部分（幼稚園と保育所機能部分の定員の合計数が20人以上の場合を対象とする。）〈こども家庭庁関係〉

④ 子どものための教育・保育給付費補助事業の実施について（令和5年9月19日付こ成保第111号）の別添2「幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業実施要綱」の要件を満たし、長時間預かり保育又は3歳未満児の保育、若しくは長時間預かり保育と3歳未満児の保育のの両方を実施する私立幼稚園〈こども家庭庁関係〉

(3) 事業の実施主体

市町村

(4) 施設の設置主体（事業者）

① 2（2）①の場合

学校法人又は社会福祉法人（幼保連携型認定こども園の設置者である場合に限る。）

② 2（2）②の場合

学校法人又は社会福祉法人（保育所型認定こども園を構成する保育所の設置者と同一の社会福祉法人が当該幼稚園機能部分の施設整備を行う場合に限る。）

③ 2（2）③の場合

社会福祉法人又は学校法人（幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園の設置者と同一の学校法人が当該保育所機能部分の施設整備を行う場合に限る。）

④ 2（2）④の場合

学校法人又は社会福祉法人

ただし、2（4）①から④において、「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村又は「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けていない市町村のうち財政力指数が1.0未満の市町村は、市町村が認めた者（公立施設を除く。）とする。

(5) 事業の実施期限

〈こども家庭庁関係〉

令和7年3月31日とする。

〈文部科学省関係〉

令和6年3月31日とする。

### 3 補助基準額・負担割合等

#### (1) 補助基準額

##### 2 (2) ①～③の事業

別表で定める補助基準額表（以下「基準額表」という。）により算出する。

#### (注) 財政上の特別措置

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、基準額表のうち、「認定こども園整備事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）」の基準額を適用する。

##### 2 (2) ④の事業

改修費等補助 1施設当たり 2,200万円

#### (2) 負担割合

##### 2 (2) ①～④の事業

国1/2、市町村1/4、事業者1/4

##### 2 (2) ④の事業のうち、以下の要件（※）を満たす事業

国2/3、市町村1/12、事業者1/4

※「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、整備を行う年度（以下「整備年度」という。）の4月1日現在の待機児童数が10人以上かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。）が策定する市町村整備計画に基づく施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）であって、原則として、「新子育て安心プラン実施計画」上、施設整備を行う認定こども園が所在する保育提供区域において整備年度又は整備年度の次年度の4月1日時点の申し込み児童数が整備年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1,2歳児」及び「3歳以上児」の3区分。）の利用定員総数が増加する整備を行う場合。又は、保育所等整備交付金の個別嵩上げ協議において、当該整備年度に嵩上げを認められている施設整備事業と同じ保育提供区域、年齢区分の利用定員総数が増加する施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）を行う場合。

ただし、公立保育所等の民営化の一環として行われる施設整備事業については、上記の要件に加え、民営化後の利用定員総数が民営化前よりも増加する施設整備事業のみを補助率の嵩上げの対象とする。

また、上記原則によらない場合においても、当該整備事業が「新子育て安心プラン実施計画」上、整備年度の4月1日に待機児童が発生していない、又は整備年度の次年度4月1日に発生する見込みがないが、以下（ア）、（イ）により「新子育て安心プラン実施計画」策定後の見込み数を算定すると、待機児童の発生が見込まれる場合は対象とする。

#### (ア) 年度途中に待機児童が発生する見込みがある場合

##### (i) 出生後、年度途中に保育所等を利用する見込み数

〈当該保育提供区域の整備年度又はその次年度の出生見込み数〉 ×

〈当該保育提供区域の直近3カ年以内における0歳児の平均保育利用率〉

(ii) 年度途中で育児休業からの復帰に伴い保育所等を利用する見込み数  
 当該保育提供区域の直近3年以内の育児休業からの復帰に伴う年度途中からの平均入所児童数

(イ) 隣接する保育提供区域からの利用児童の流入  
 当該保育提供区域に隣接する保育提供区域からの利用児童がいる場合には、「直近3年以内の隣接する保育提供区域からの平均利用児童数」を見込み数としてみる。

(注)「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において、過去3か年平均により算出された財政力指数とする。

(3) 補助対象事業（整備区分）

2(2)①～③の事業

創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等

2(2)④の事業

改修費等補助

4 対象経費

種 目	対 象 経 費
本體工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（5（1）に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
特殊附帯工事	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
設計料	事業を行うにあたり必要な設計費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費（改築・増改築・大規模修繕等の場合が対象） ※ 大規模修繕等については、仮設施設整備工事費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
改修費等補助	施設の改修等に必要な費用

5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 職員の宿舎に要する費用
- ③ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) 次に掲げる事項を補助金を交付する場合の条件とする。

## 2 (2) ①～③の事業

- ① 交付申請を行う時点で、原則として、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園のいずれかであること。
- ② 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分については、認定こども園法第3条第1項に基づく都道府県知事の認定を受けること。  
ただし、令和4年度末までに上記の要件を満たさなかった場合は、原則として、補助条件違反として補助額の返還を命ずること。
- ③ 幼保連携型認定こども園の認可保育所部分及び保育所型認定こども園の認可保育所部分（認可保育所を新設することにより、新たに幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園の認可・認定を受ける場合を含む。）については、保育所緊急整備事業（別添1）の規定に基づき整備を行うこと。
- ④ 幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園の整備において一体的に幼稚園部分の改築等を行う場合、また、既存の幼保連携型施設が、認定こども園としての機能を更に拡充させるために行う施設整備についても、対象となり得るものであること。
- ⑤ 本事業により保育所機能部分について施設整備費の補助を受ける施設に対しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和39年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により、こども家庭庁長官又は文部科学大臣が別に定める期間を経過する日まで、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条の規定に基づく施設型給付、同法第28条の規定に基づく特例施設型給付又は同法第65条の規定に基づく保育の実施に係る委託費において減価償却費加算を適用することはできないものとする。

## 2 (2) ④の事業

幼稚園が本事業を実施し、事業開始後5年以内に幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園として必要な基準を満たさなかった場合は、補助条件違反として補助額の返還を命ずることができるものとする。

## (3) 財産処分について

- ① この事業により施設整備を行う際に、過去に私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成31年3月29日30文科初第1368号「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）に係る財産処分の承認について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、総務部教育・法人局学事課に事前に相談すること。
- ② この事業により施設整備を行う際に、過去にこども家庭庁所管補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、令和5年6月15日こ成事第331号・こ支虐第69号「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課と事前に相談すること。

## 別添 4

### 幼児教育・保育無償化円滑化事業

#### 1 事業の目的

市町村が幼児教育・保育の無償化の実施に当たって必要となる事務及びシステム改修等に要する経費に対し補助することにより、幼児教育・保育の無償化を円滑に実施することを目的とする。

#### 2 事業の内容

##### (1) 事業内容

以下のア及びイに要する経費に充てるため、市町村に対して交付する。

ア 令和3年度から令和5年度における認可外保育施設の無償化の実施に当たって必要となる事務及びシステム改修等に要する経費

イ 「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」（平成27年7月17日府子本第88号・27文科初第239号・雇児発0717第6号）の別紙「多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱」（以下「参入促進・能力活用事業実施要綱」という。）の3の（4）に定める事業の実施に要する経費

##### (2) 事業の実施主体

市町村とする。

##### (3) 事業の実施期限

令和6年3月31日とする。

#### 3 補助基準額・負担割合

##### (1) 補助基準額

知事が必要と認めた額

##### (2) 補助率

10分の10以内

#### 4 対象経費

##### (1) 2の（1）のアの場合

市町村における認可外保育施設の無償化の実施及び無償化の実施に伴うシステム改修及び設備整備を行うために必要な超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、給料及び超過勤務手当以外の諸手当（会計年度任用職員及び臨時的任用職員（臨時の職に関する場合に限る。以下同じ。）に関するものに限る。）、報酬、職員旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費及び光熱水費）、役務費（通信運搬費、広告費、手数料等）、共済費（会計年度任用職員及び臨時的任用職員に関するものに限る。）、報償費、委託費、使用料及び賃借料、工事請負費（システム改修等に関するものに限る。）、備品購入費（システム改修等に関するもの以外は取得価格10万円未満のものに限る。）、負担金（システム改修等に関する共同開発に

よるものに限る。)

(2) 2の(1)のイの場合

参入促進・能力活用事業実施要綱の3の(4)に定める事業の実施に必要な超過勤務手当、給料及び超過勤務手当以外の諸手当(会計年度任用職員及び臨時的任用職員に関するものに限る。)、需用費(消耗品費及び印刷製本費)、役務費(通信運搬費、手数料等)、共済費(会計年度任用職員及び臨時的任用職員に関するものに限る。)、委託費、負担金

## 別添 5

### 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業

#### 1 事業の目的

妊産婦、子育て世帯、子どもの誰 1 人取り残すことなく、相談を受け適切な支援につなぐためには、子育て世代包括支援センター（母子保健法第 22 条に規定する母子健康包括支援センターをいう、以下同じ。）及び子ども家庭総合支援拠点（児童福祉法第 10 条の 2 に規定する拠点をいう、以下同じ。）双方のより一層の連携強化が必要である。

このため、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一元的なマネジメント体制の構築に向けて、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の機能を一体的に有する施設（以下、一体的相談支援機関という。）の整備に要する費用を支援することにより、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の双方が情報共有を徹底し、協働して妊産婦、子育て世帯、子どもの状況把握、相談支援等を行う等、連携強化の一層の推進を図る。

#### 2 事業の内容

##### (1) 事業内容

以下に掲げる方法により、市町村が一体的相談支援機関の整備を行う事業。

- ① 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点双方の機能を一体的に有する施設の創設を行う場合（既存の子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体化を図るため、双方ともに移転し、新たに整備する場合を含む）
- ② 既存の子育て世代包括支援センターを改築し、新たに子ども家庭総合支援拠点の機能を整備することにより、一体的相談支援機関の整備を行う場合（子ども家庭総合支援拠点を移転し、子育て世代包括支援センターに統合する場合を含む）
- ③ 既存の子ども家庭総合支援拠点を改築し、新たに子育て世代包括支援センターの機能を整備することにより、一体的相談支援機関の整備を行う場合（子育て世代包括支援センターを移転し、子ども家庭総合支援拠点に統合する場合を含む）

##### (2) 整備対象施設

整備対象施設は、「子育て世代包括支援センターの設置運営について」（平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 5 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく子育て世代包括支援センター及び「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」（平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 49 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく子ども家庭総合支援拠点が、同一の施設・場所において一体的に整備される施設とし、一体的な運営体制の

構築に向けて、以下に掲げる取組（別添6「母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業」第5（1）統括支援員の配置要件と同じ）に努めなければならないものとする。

- ① 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の双方の業務をマネジメントできる責任者を配置すること。
- ② 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の業務について十分な知識を有する統括支援員を配置すること。ただし、市町村の実情に応じて、①の責任者と兼務することができるものとする。
- ③ リスク要因を抱える妊産婦・子育て世帯・子どもや、特定妊婦、要支援・要保護児童等のケースや支援の状況を、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の担当職員が、常に情報共有できる環境を整備すること。例えば、ケース会議の定期的な開催等が考えられる。
- ④ 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点それぞれの職員が双方の業務について協働して対応するとともに、①の責任者や②の統括支援員が確認を行う体制を整備すること。
- ⑤ 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の職員に対して、互いの事務の理解や各分野の知識の向上に向けて、母子保健・児童福祉双方の研修を実施するなど、職員の質の向上に努めること。
- ⑥ 地域の妊産婦・子育て世帯・子どもの支援に取り組む地域資源（社会福祉法人・NPO法人等）の創出や連携に努めること。

（3）事業の実施主体

市町村

（4）整備対象施設の設置主体

市町村

（5）事業の実施期限

令和6年3月31日とする。ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする。

3 補助基準額・補助率等

（1）補助基準額

種目	補助基準額
本體工事	1施設当たり 18,992千円
特殊附帯工事	1施設当たり 18,097千円
地域交流スペース加算	1施設当たり 13,218千円

開設準備（２（１）①により整備を行う場合）	1施設当たり	8,007千円
開設準備（２（１）②又は③により整備を行う場合）	1施設当たり	3,907千円
解体撤去工事	1施設当たり	1,080千円
仮施設整備工事	1施設当たり	1,917千円

※ 大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※ 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」（令和５年８月２２日こ成事第４２３号）を準用して整備すること。

※ 地域交流スペース加算については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（令和５年８月２２日こ成事第４３５号）の「I地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」を準用して整備すること。

※ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和３７年法律第７３号）第２条第２項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯又は離島振興法（昭和２８年法律第７２号）第２条第１項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域のいずれかに所在する場合は、基準額（地域交流スペースを除く）に対して、０．０８を乗じて得られた基準額を加算すること。（小数点以下切捨て。）

（２）補助率

国 9 / 10、市町村 1 / 10

（３）補助対象事業（整備区分）

創設、改築、改修、大規模修繕等（その他、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）第８条第１項の規定により選定された選定事業者が、同法第１４条第１項の規定により整備した施設を市町村が買収する事業を含むものとする。）

４ 対象経費

種目	対象経費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。以下同じ）。

	ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
地域交流スペース加算	地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、令和5年8月22日こ成事第435号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」に定める基準に適合する整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
開設準備費	一体的相談支援機関の開設に必要な費用
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費（改築・大規模修繕等の場合が対象） ※ 大規模修繕等については、仮施設整備工事費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

## 5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 既存の建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- ③ 職員の宿舎に要する費用
- ④ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) この事業により施設整備を行う際に、過去にこども家庭庁所管補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、令和5年6月15日こ成事第331号・こ支虐第69号「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課に事前に相談すること。

## 別添 6

### 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業

#### 1 事業の目的

子育て世代包括支援センター（母子保健法第22条に規定する母子健康包括支援センターをいう、以下同じ。）及び子ども家庭総合支援拠点（児童福祉法第10条の2に規定する拠点をいう、以下同じ。）双方のより一層の連携強化を図るため、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の機能を一体的に有する施設（以下、一体的相談支援機関という。）において、母子保健と児童福祉双方に十分な知識を有する統括支援員を配置する際の必要な費用の補助等により、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の双方の連携強化の一層の推進を図る。

また、別添7～14に掲げる事業（以下、家庭・養育環境支援事業という。）の円滑な導入に資する経費の一部を補助することにより、支援が必要な妊産婦、子育て世帯、子どもへの包括的な支援体制の構築を図る。

#### 2 事業の内容

##### （1）統括支援員の配置支援

子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点双方が常に情報共有を行い、双方の業務を協働で対応する等、一体的な取組を強化するため統括支援員の配置を行う。

##### （2）家庭・養育環境支援事業の円滑導入支援

家庭・養育環境支援事業の実施に当たって必要となる地域資源の創出や地域住民等への周知・広報の実施等、事業の円滑な導入に資する取組を行う。

#### 3 事業の実施主体

市町村（ただし、2（1）に掲げる統括支援員の配置支援については、児童人口10,000人以上を管轄する一体的相談支援機関等に限る）

#### 4 事業の実施期限

令和6年3月31日とする。

#### 5 実施要件

##### （1）統括支援員の配置支援

以下のいずれの要件も満たす市町村とする。

- ① 「子育て世代包括支援センターの設置運営について」（平成29年3月31日雇児発0331第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく子育て世代包括支援センターの業務及び「市区町村子ども家庭総合支援拠

点の設置運営等について」(平成29年3月31日雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく子ども家庭総合支援拠点の業務双方について、マネジメントできる責任者を配置すること。

- ② 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の業務について十分な知識を有する統括支援員を配置すること。ただし、市町村の実情に応じて、①の責任者と兼務することができるものとする。
- ③ リスク要因を抱える妊産婦・子育て世帯・子どもや、特定妊婦、要支援・要保護児童等のケースや支援の状況を、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の担当職員が、常に情報共有できる環境を整備すること。例えば、ケース会議の定期的な開催等が考えられる。
- ④ 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点それぞれの職員が協働して対応するとともに、①の責任者や②の統括支援員が確認を行う体制を整備すること。
- ⑤ 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の職員に対して、互いの事務の理解や各分野の知識の向上に向けて、母子保健・児童福祉双方の研修を実施するなど、職員の質の向上に努めること。
- ⑥ 地域の妊産婦・子育て世帯・子どもの支援に取り組む地域資源(社会福祉法人・NPO法人等)の創出や連携に努めること。

なお、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点それぞれの業務を民間委託している場合にも支援の対象とするが、その場合には、定期的な連絡協議会の開催等により委託先民間機関も含めて子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体的対応を図るものとする。

## (2) 家庭・養育環境支援事業の円滑導入支援

以下に掲げる取組により、家庭・養育環境支援事業の円滑な導入に資する事業であること。

- ① 家庭・養育環境支援事業を行うための地域資源の創出や地域住民等を対象とした周知・広報の実施
- ② ニーズ把握等調査の実施
- ③ 家庭・養育環境支援事業の担い手の確保に向けた研修等の実施
- ④ システム改修等の実施
- ⑤ その他、家庭・養育環境支援事業の円滑な導入支援に資する取組の実施

## 6 補助基準額・補助率等

### (1) 補助基準額

- ① 統括支援員の配置支援 1か所当たり 6,272千円(年額)

ただし配置期間が12か月に満たない場合には、上記補助基準額に「事業実施月数(※)÷12月」を乗じた額(千円未満切り捨て)を補助基準額とする。

(※)「事業実施月数」とは、統括支援員を配置した日の属する月から統括支援員の配置がなされなくなった日の前日が属する月までとする。

② 家庭・養育環境支援事業の円滑導入支援 1市町村当たり 3,208千円(年額)

(2) 補助率

国2/3、道1/6、市町村1/6

7 対象経費

報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費(消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費)、改修費、備品購入費、役務費(通信運搬費、広告費、保険料)、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金

8 留意事項

(1) 本事業の補助を受けた市町村については、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の業務について、一体的に事務を実施する観点から、以下の体制の整備等を行うことが望ましい。

① 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の業務を一体的に対応する機関として、設置要綱等の規定を整備すること。

② 組織定員上、一体的相談機関を置いたうえで、職員に対して必要な人事発令を行うこと。

(2) 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の担当職員が同一の施設・場所で業務を実施していない場合であっても、次に掲げる取組等を行っている場合には、一体的に業務を行っているものとみなすこと。

① 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の担当職員が参加して、要保護児童、要支援児童、特定妊婦などリスクの高い子どもや家庭について情報の共有を図るケース会議などの開催

② 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の担当職員が共通して情報の閲覧が出来る庁内システムの整備

## 別添 7

### 子育て世帯訪問支援臨時特例事業

#### 1 事業の目的

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

#### 2 事業の内容

##### (1) 統括支援員の配置支援

(3) に規定する支援対象の家庭を訪問支援員が訪問し、以下の支援を実施する事業。

- ① 家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行支援等）
- ② 育児支援（保育所等の送迎支援や一時的な子どもの保育地域の母子保健施策・育て支援施策等の情報提供等を含む）

##### (2) 事業の実施主体

市町村

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

##### (3) 支援対象

次のいずれかに該当する家庭とする。

- ① 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- ② 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- ③ 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のいる家庭
- ④ その他、市町村が特に支援が必要と認めた家庭

##### (4) 訪問支援員の要件

次のいずれの要件も満たす者であること。

- ① 家事又は育児支援を適切に実行する能力を有する者
- ② 以下ア～ウに掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者
  - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ 児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74令）第

35条の5各号に掲げる法律に限る。)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者  
ウ 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

(5) 事業の実施方法

訪問支援の実施に当たっては、以下の①～⑤に留意して実施すること。

- ① 本事業を実施する者(以下、実施者という。)及び訪問支援員は、児童及びその保護者等の個人情報の保護について十分配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た家庭等の情報を漏らしてはならない。
- ② 訪問した家庭が家事・育児支援等以外の支援も必要であると考えられる場合には、市町村に連絡し、必要な支援に適切に繋ぐよう努めること。なお、この場合に、業務上知り得た情報を市町村と共有することについては、上記の正当な理由に該当するものであること。
- ③ 訪問支援員は、常に実施者が発行する身分証明書を携行し、訪問時に必ず提示させること。
- ④ 実施者は、研修等の実施により、常に訪問支援員の質の向上に努めること。
- ⑤ 利用者負担額は、対象家庭の収入の状況に応じて決定することし、所得の把握については、保護者の同意を得た上で、他の支援制度の利用等により把握した所得情報を活用するなど、実施主体である市町村及び利用者の負担とならない形で運用することとして差し支えない。

(6) 事業の実施期限

令和6年3月31日とする。

3 補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額

① 訪問支援費用

1市町村あたり

延べ利用時間数 × 3,000 円

延べ利用件数 × 1,860 円

(i) 利用者負担軽減を実施する場合

上記により算出した額の合算額から、以下のア～エに該当する世帯に対して定める利用者負担額の合算額を控除した額

なお、利用者に対して利用者負担額を上回る負担を求めてはならないものとする。

(ii) 利用者負担軽減を実施しない場合

以下のア～ウの該当の有無に関わらず、一律に上記により算出した額の合算額からその他世帯の利用者負担額を控除した額

- ア 生活保護世帯（支援を受けた日において生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者）
- イ 住民税非課税世帯（保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課されない者（アに掲げる者を除く。））
- ウ 住民税所得割課税額77,101円未満世帯（年収360万円未満世帯相当）（保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額（以下、市町村民税所得割合算額という。）が77,101円未満である者（ア及びイに掲げる者を除く。））
- エ ア～ウに該当しない、その他世帯

（利用者負担額）

	延べ利用時間数 ×	延べ利用件数 ×
生活保護世帯	0円	0円
住民税非課税世帯	300円	190円
住民税所得割課税額 77,101円未満世帯	600円	530円
その他世帯	1,500円	930円

② 事務費・管理費

1 委託事業所あたり 564,000円

(2) 補助率

国 1 / 2、道 1 / 4、市町村 1 / 4

4 対象経費

報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告費、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金

5 留意事項

本事業は2（3）で定める対象となる家庭以外の家庭に対して支援を提供することを妨げるものではないが、その場合、当該家庭にかかった経費については補助対象外とする。

## 1 事業の目的

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等を学ぶためのペアレントトレーニングを実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることにより、健全な親子関係の形成を図ることを目的とする。

## 2 事業の内容

### (1) 事業内容

事業内容は以下のとおりとする。

#### ① ペアレントトレーニング

子どもとの関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレントトレーニングを実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。

#### ② 保護者指導支援プログラム資格取得支援

ペアレントトレーニングを実施する際に必要な人材の養成に必要な費用の支援を行う。

### (2) 事業の実施主体

市町村

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

### (3) 事業の対象者

事業の対象者は以下のとおりとする。

#### ① ペアレントトレーニング

親子の関係性や子どもとの関わり方等に不安を抱えている18歳未満の子どもを養育する家庭で、次の各号のいずれかに該当する家庭とする。

- (i) 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- (ii) 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- (iii) 乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により市町村が当該支援を必要と認めた家庭

#### ② 保護者指導支援プログラム資格取得支援

ペアレントトレーニングの実施のために資格等の取得が必要な者。

#### (4) 事業実施方法

実施に当たっては、以下に留意すること。

##### ① ペアレントトレーニング

(i) ペアレントトレーニングの内容は以下の内容を考慮しつつ、地域の実情に応じて設定すること。

- a. 子どものほめ方
- b. 子どもの行動の理解と要因の把握
- c. 子どもに対する効果的な指示の出し方
- d. 子どもの不適切な行動への対応

(ii) ペアレントトレーニングの実施に当たっては、以下の項目を参考にしつつ、地域の実情に応じて実施すること。

- a. ペアレントトレーニング実施者として、子どもにかかわる業務に従事していた経験を有する者であって、適切に実施できると市町村が認めた者を置くこと。
- b. ペアレントトレーニング実施者は利用者同士が相互に気軽に悩みや不安を相談・共有したり、情報の交換ができるよう配慮すること。
- c. 定員は10名程度を目安に、原則としてグループで実施すること。
- d. 1講座当たり、概ね5～8回（各回90分～120分程度）を目安に、実施すること。
- e. 事業を実施する際には、各市町村における広報資料等を使用することで、事業の周知を図ること。
- f. 未就園児のいる家庭を対象として事業を実施する場合、別室にて保育士等による預かり保育の実施に努めること。
- g. 学齢期以降の子どもを養育する家庭を対象として事業を実施する場合、必要に応じて当該子どもに対してアセスメントを行うよう努めること。
- h. 利用者の同意を得た上で、利用者及びその家庭の情報や受講者の状況について、関係機関と連携し情報の共有を図ること。

##### ② 保護者指導支援プログラム資格取得支援

本事業は、ペアレントトレーニングの実施に当たり必要な人材確保を行うための支援であることから、本事業を活用して資格の取得を行う場合には、市町村は資格取得者に対してペアレントトレーニングへの積極的な従事を要件として設定すること。

#### (6) 事業の実施期限

令和6年3月31日とする。

### 3 補助基準額・補助率等

#### (1) 補助基準額

① ペアレントトレーニング

次により算出した額の合算額から利用者が負担すべき額の合算額を控除した額。なお、利用者負担軽減を実施しない場合は、その他世帯に準じた扱いとし、利用者負担軽減を実施した場合は、利用者が負担すべき額を上回る負担を求めてはならないものとする。

1市町村あたり

延べ利用者数 × 32,800 円

(※) 延べ利用者数とは、1利用者が1講座（全8回程度）を利用した場合、1人とカウントする。

(i) 利用者負担軽減を実施する場合

上記により算出した額の合算額から、以下のア～エに該当する世帯に対して定める利用者負担額の合算額を控除した額

なお、利用者に対して利用者負担額を上回る負担を求めてはならないものとする。

(ii) 利用者負担軽減を実施しない場合

以下のア～ウの該当の有無に関わらず、一律に上記により算出した額の合算額からその他世帯の利用者負担額を控除した額

ア 生活保護世帯（支援を受けた日において生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者）

イ 住民税非課税世帯（保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課されない者（アに掲げる者を除く。））

ウ 住民税所得割課税額77,101円未満世帯（年収360万円未満世帯相当）  
（保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額（以下、市町村民税所得割合算額という。）が77,101円未満である者（ア及びイに掲げる者を除く。））

エ ア～ウに該当しない、その他世帯

(利用者負担額)

	延べ利用者数 ×
生活保護世帯	0円
住民税非課税世帯	3,200円
住民税所得割課税額 77,101円未満世帯	6,560円
その他世帯	16,400円

② 保護者指導支援プログラム資格取得支援

1市町村当たり 100,000円

(2) 補助率

国 1 / 2、道 1 / 4、市町村 1 / 4

4 対象経費

報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告費、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金

5 留意事項

ペアレントトレーニングについて、2（3）で定める対象となる家庭以外の家庭に対して支援を提供することを妨げるものではないが、その場合、当該家庭にかかった経費については補助対象外とする。

## 別添 9

### 子どもの居場所支援整備事業

#### 1 事業の目的

家庭や学校に居場所のない子どもを対象とした居場所の提供や家庭環境・養育環境の維持改善を目的として、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に実施する居場所を整備するための支援を提供する。

#### 2 事業の内容

##### (1) 事業内容

家庭や学校に居場所のない子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に実施する居場所の整備に必要な整備費と改修費の支援を行う。

##### (2) 事業の実施主体

市町村

##### (3) 整備対象施設の設置主体（事業者）

市町村又は市町村が適当と認めた者

##### (4) 整備基準

事業所の整備に当たっては、以下の①～④の設備を設けるものとする。

- ① 相談室
- ② 対象者が集まることができる設備
- ③ 事務室
- ④ キッチン、浴室、学習スペースなど、その他支援の実施に必要な設備

#### 3 補助基準額・補助率等

##### (1) 補助基準額

種目	補助基準額
本体工事	1施設当たり 18,992千円
特殊附帯工事	1施設当たり 18,097千円
地域交流スペース加算	1施設当たり 13,218千円
解体撤去工事	1施設当たり 1,080千円
仮設施設整備工事	1施設当たり 1,917千円

※ 大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※ 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教

育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」（令和5年8月22日こ成事第423号）を準用して整備すること。

※ 地域交流スペース加算については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（令和5年8月22日こ成事第435号）の「I地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」を準用して整備すること。

※ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯又は離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域のいずれかに所在する場合は、基準額（地域交流スペースを除く）に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。（小数点以下切捨て。）

(2) 補助率

国2/3、市町村1/12、事業者1/4

(3) 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築、改築、改修、大規模修繕等（その他、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を市町村が買収する事業を含むものとする。）

4 事業の実施期限

令和6年3月31日とする。ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする。

5 対象経費

種目	対象経費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。

特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
地域交流スペース 加算	地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、令和5年8月22日こ成事第435号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」に定める基準に適合する整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費（改築・大規模修繕等の場合が対象） ※ 大規模修繕等については、仮施設整備工事費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

## 6 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としない。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 既存の建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- ③ 職員の宿舎に要する費用
- ④ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) この事業により施設整備を行う際に、過去にこども家庭庁所管補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、令和5年8月22日こ成事第331号・こ支虐第69号「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課に事前に相談すること。

(3) 「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（令和5年8月22日こ成事第370号こども家庭庁長官通知の別紙）に基づく交付金の対象となる補助対象経費と本事業による補助対象経費が重複することがないように留意すること。

子どもの居場所支援臨時特例事業

1 事業の目的

家庭や学校に居場所のない子どもを対して、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習サポート、進路等の相談支援、食事の提供を行うとともに、子ども・家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に提供する。

2 事業の内容

(1) 事業内容

以下の①、②の全部もしくは一部の取組を行うこととする。

① 子どもの居場所支援臨時特例事業

「児童指導担当職員」を配置し、以下の(i)～(vi)に掲げる取組を包括的に実施するものとする。

ただし、支援を常時提供しなければならないわけではなく、支援対象者から支援を求められた際に、確実に支援を提供できる体制を整備すること。

(i) 安心・安全な居場所の提(※2)

(ii) 生活習慣の形成(片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言等)

(iii) 学習の支援(宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート等)

(iv) 食事の提供(※3、4、5)

(v) 課外活動の提供(調理実習、農業体験、年中行事の体験や学校訪問等)

(vi) 学校、医療機関、民生委員・児童委員等の関係機関と日常的に連携を行い、事業の趣旨や各機関が把握している子どもの情報が共有されやすい関係の構築

(※1)(i)～(vi)の取組を通じて家庭への支援が必要と判断される場合には、保護者への家庭の状況の聞き取り等を通じて、家庭環境の把握に努めること。

(※2) 居場所における支援を行う際、必要に応じて家庭、学校、その他の場所と本事業の実施場所との間の送迎支援を行うこと。

(※3) 食事の提供に当たっては、食育の観点に配慮するとともに、衛生管理及び事故防止の徹底を図ること。

(※4) 提供する食事は、必ず居場所で調理された食事であることを要しない。

(※5) 居場所にて食事の提供を含めた各種支援を包括的に提供することを目的とした事業であるため、宅食により食事を提供することは不可とする。

② 児童指導専門職員配置支援事業

子ども及びその家庭を対象としたソーシャルワークの業務に従事していた

経験を持ち、十分なソーシャルワークスキルを有する「児童指導専門職員」を配置し、以下の（i）～（iv）に掲げる取組を包括的に実施するものとする。

（i）支援計画（※1）の策定

（ii）学校、要保護児童対策地域協議会等の関係機関における会議への出席等

（iii）子どもの家庭への訪問を含めた支援（※2）

（iv）その他、居場所における子どもに必要な支援

（※1）支援計画は、居場所における子どもへの支援を中心に考えたものであること。

（※2）事業所における保護者へのアセスメント等の支援だけではなく、必要に応じて、子どもの家庭を訪問し、家庭環境の把握や保護者への相談支援を実施すること。

（2）事業の実施主体

市町村

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

（3）支援対象者

① 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭の子ども等、養育環境に関して課題のある学齢期の子ども及びその家庭

② 不登校の子ども等、学校に居場所のない学齢期の子ども及びその家庭

③ その他、市町村が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した学齢期の子ども及びその家庭

（4）事業実施場所

児童養護施設、児童館、児童家庭支援センター等の子育て関連施設やその他市町村が子どもの居場所支援を行う場所として適当と認めた場所（空き家や賃貸物件の活用を含む。）

（5）事業実施体制

事業の実施にあたっては、以下の①児童指導担当職員は必置とし、②児童指導専門職員は地域の実情やその他支援の必要性を考慮して配置するものとする。

なお、職員の配置にあたっては、研修の実施等により、従事する職員の質の担保を図ること。

① 児童指導担当職員

（i）児童福祉事業及びそれに類する業務に従事していた経験を持つ者

（ii）専従の常勤職員（常勤的非常勤職員を含む）であることが望ましい。

なお、児童指導担当職員の配置にあたっては、児童の支援に従事する同種の職員の処遇を考慮した上で配置すること。

② 児童指導専門職員

子どもを対象としたソーシャルワークの業務に従事していた者

なお、児童指導専門職員は、支援計画の策定や要保護児童対策地域協議会

等関係機関との会議への出席等、十分なソーシャルワークスキルが求められることから、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有することが望ましい。

(6) 開所日数

開所する日数は、その地域における学校の授業の休業日その他の状況等を考慮し、年間250日以上開所すること。

ただし、実態として250日開所する必要がない場合には、特例として200日以上の開所でも本事業の対象とする。

(7) 開所時間

原則、12時から20時を目途として開所するものとするが、その地域における学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して定めるものとする。

3 事業の実施期限

令和6年3月31日とする。

4 補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額

① 子どもの居場所支援臨時特例事業	1か所当たり	14,592千円
賃借料支援	1か所当たり	3,000千円(上限)
開設準備経費支援	1か所当たり	4,000千円(上限)
② 児童指導専門職員配置支援事業	1か所当たり	1,258千円

(2) 補助率

国1/2、道1/4、市町村1/4

7 対象経費

報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費(消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費)、改修費、備品購入費、役務費(通信運搬費、広告費、保険料)、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金

8 留意事項

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に基づくひとり親家庭の子どもに対する生活・学習支援事業、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に基づく生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業、その他関連する施策との連携を図るとともに、支援対象児童の重複を防ぐこと。

(2) 事業の実施により知り得た個人情報、規定を置くなどの措置を図ることで適切に保管するとともに、児童指導担当職員や児童指導専門職員に対して個人情報の取り扱い等について、守秘義務を課すこと。また、事業の全部又は一部を委託して実施する場合には、委託先との契約において定めること。

(3) 支援対象者の情報の共有にあたっては、本人の同意を得た上で実施すること。

## 別添 1 1

### 子育て短期支援支援整備事業

#### 1 事業の目的

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第3項に規定する市町村が実施する子育て短期支援事業（別添12の「子育て短期支援臨時特例事業」を含む。以下同じ。）の実施に当たり、保護者がレスパイト・ケアの必要性を感じたときに安定して利用することができるよう、子育て短期支援事業の安定的な提供体制の整備を推進するため、子育て短期支援事業専用の居室の整備に要する費用の一部を補助することにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

#### 2 事業の内容

##### (1) 事業内容

児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等住民に身近であって、適切に保護することができる施設（以下、施設という。）において、子育て短期支援事業を実施するための専用の挙施設を整備するための費用の一部を補助する。

##### (2) 事業の実施主体

市町村

##### (3) 整備対象施設の設置主体（事業者）

市町村又は市町村が適当と認めた者

##### (4) 事業の実施期限

令和6年3月31日とする。ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする。

#### 3 補助基準額・補助率等

##### (1) 補助基準額

種目	補助基準額
本体工事	定員1人当たり 2,638千円
初度設備相当加算	定員1人当たり 104千円
特殊附帯工事	1施設当たり 18,097千円
地域交流スペース加算	1施設当たり 13,218千円

解体撤去工事	定員 1 人当たり 131 千円
仮施設整備工事	定員 1 人当たり 236 千円

- ※ 大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。
- ※ 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」（平成 20 年 6 月 12 日雇児発第 0612004 号）を準用して整備すること。
- ※ 地域交流スペース加算については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（平成 20 年 6 月 12 日雇児発第 0612008 号）の「I 地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」を準用して整備すること。
- ※ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地域又は離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域のいずれかに所在する場合は、基準額（地域交流スペースを除く）に対して、0.08 を乗じて得られた基準額を加算すること。（小数点以下切捨て。）

(2) 補助率

国 2 / 3、市町村 1 / 12、事業者 1 / 4

(3) 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等（その他、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 8 条第 1 項の規定により選定された選定事業者が、同法第 14 条第 1 項の規定により整備した施設を市町村が買収する事業を含むものとする。）

4 対象経費

種目	対象経費
本体工事費	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等を行い、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ）。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び</p>

	適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
地域交流スペース加算	地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、令和5年8月22日こ成事第435号こども家庭庁長官通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」に定める基準に適合する整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費（改築・大規模修繕等の場合が対象） ※ 大規模修繕等については、仮施設整備工事費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

## 5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としない。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 既存の建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- ③ 職員の宿舎に要する費用
- ④ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) この事業により施設整備を行う際に、過去にこども家庭庁所管補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、令和5年8月22日こ成事第331号・こ支虐第69号「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課に事前に相談すること。

(3) 「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（令和5年8月22日こ成事務第370号こども家庭庁長官通知の別紙）に基づく交付金の対象となる補助対象経費と本事業による補助対象経費が重複することがないように留意すること。